

【経緯】

■2月7日(令和5年第1回鹿島地方事務組合議会定例会)

令和5年度鹿島地方事務組合分担金(環境事業分)の予算が可決される

■3月22日(令和5年第1回神栖市議会定例会)

- 令和5年度神栖市一般会計予算のうち、鹿島地方事務組合分担金(環境事業分)の一部及び鹿島地方事務組合分担金の債務負担行為を除いた予算が修正可決される
- 当該分担金は市の義務に属する経費であることから、神栖市議会議長宛てに再議書を提出する
- 再議した結果、同様の議決となる

■3月23日

地方自治法第177条第2項の規定により、原案どおり予算を計上

◆地方自治法(抄)

第177条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

(1) 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

2 前項第1号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

鹿島地方事務組合分担金の原案執行

財政局課 ☎0299-90-1129

令和5年度一般会計予算のうち、鹿島地方事務組合分担金に係る経費の一部については、地方自治法第177条第2項の規定により、原案のとおり予算に計上し執行することとしました。

歳入

(単位：千円)

款	項	原案	議会による修正額	義務に属する経費	備考
19繰入金	2基金繰入金	1,315,237	△348,885	1,315,237	財政調整基金繰入金

歳出

(単位：千円)

款	項	原案	議会による修正額	義務に属する経費	備考
4衛生費	1保健衛生費	1,315,237	△348,885	1,315,237	鹿島地方事務組合分担金(環境事業分)

債務負担行為

事項	期間	限度額
鹿島地方事務組合分担金(鹿嶋可燃ごみ中継施設長期包括運営業務委託分)	令和6年度から令和25年度まで	1,163,137千円に物価変動及び税制度の変更並びに鹿島地方事務組合の負担割合の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額
鹿島地方事務組合分担金(鹿嶋可燃ごみ中継施設コンテナ運搬業務委託分)	令和6年度から令和10年度まで	190,556千円に物価変動及び税制度の変更並びに鹿島地方事務組合の負担割合の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額

- 鹿島地方事務組合分担金(環境事業分)は、神栖市・鹿嶋市が共同で実施している可燃性一般廃棄物の処理を実施するために必要な施設の運営や新しい施設の整備の費用で、両市が鹿島地方事務組合へ負担割合に応じて負担するものです
- 長期包括運営業務は、可燃ごみを効率よく収集するために必要な中継施設の運営や修繕など包括的に専門業者に委託するものです
- コンテナ運搬業務は、中継施設に集められた可燃ごみを圧縮してコンテナに積み込み、効率よく新可燃ごみ処理施設へ運搬するものです

